

伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月28日（金）午前9時02分から10時7分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 9 番委員 |
| 3 番委員 | 10 番委員 |
| 4 番委員 | 11 番委員 |
| 5 番委員 | 12 番委員 |
| 6 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 2 番推進委員 | 8 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 9 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| | 15 番推進委員 |

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。先ほど事務局からありましたように総会終了後、農地利用状況調査の研修会が開催されますので7月から9月にかけて調査をしていただくわけですが、その計画の説明をするということでございます。
本日の議事録署名委員を指名いたします。10番農業委員と11番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから4ページで農業経営基盤強化促進法による解約が14件、うち、中間管理機構経由解約が10件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定

		の貸借について説明いたします。9 ページの総括表をご覧ください。期間は3年から15年で面積は56,782 m²で利用権を設定する者の数が16人、設定を受ける者の数は12人です。土地の詳細につきましては、資料5ページから8ページ、番号1番から16番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から8番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月25日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 YSさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は90歳です。 渡し人 HYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は87歳です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字松原687番2、地目は田、地積は455 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は3名、通作距離は約400mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

		明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 2 番、3 番について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 6 月 24 日に現地調査を行いましたので、私 2 番が報告いたします。 申請人 NSさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 73 歳です。 渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 91 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字池ノ上 61 番 1、地目は田、地積は 1,121 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 3 名、通作距離は約 4 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。続いて、整理番号 3 番について同じく 6 月 24 日に調査しましたので報告します。 申請人 IHさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 55 歳です。 渡し人 TTさんは、姶良市蒲生町上久徳に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江 1219 番ほか 1 筆、地目は全て田、地積は 2 筆合計で 1,684 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 4 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 4 番、5 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 4 番につきまして、去る 6 月 22 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は 41 歳です。 渡し人 KTさんは、福岡県福岡市西区田尻東に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字井手料 2953 番 3、地目は田、地積は 180

		m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約600mで現況は最近管理が行きとどいていない状況ですが、申請人の経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。続きまして、整理番号5番について報告します。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は41歳です。 渡し人 KHさんは、埼玉県所沢市中新井に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字井手料2955番で、地目は田、地積は1,039m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約600mで現況は最近管理が行きとどいていない状況ですが、申請人の経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号6番、7番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る6月24日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 TNさんは、鹿児島市谷山中央に居住される市外住民です。 渡し人 HEさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は81歳です。新規就農者です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1518番で、地目は田、地積は1,086m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約78kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。 続きまして、整理番号7番について去る6月24日に調査をしましたので5番が報告します。

		申請人 OTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は33歳です。 渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市菱刈花北字落実661番1、地目は畑、地積は242㎡の所有移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現在不耕作であります但し自家用野菜を手作業で栽培する計画で営農計画書も添付されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号8番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る6月18日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 MHさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は71歳です。 渡し人 MHさんは、兵庫県神戸市西区狩場台に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口曾木字佐野2736番1ほか5筆、地目は全て田、地積は6筆合計で5,412㎡の所有移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約10kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
1 0 番 農 業 委 員		10番ですけれども、第6号の申請については通作距離については問題ありませんか。
事 務 局		通作距離につきましては、高速道路等を使えば耕作することは可能でございますので、これまでも鹿児島市内からの申請で受理をして審議いただき許可をした事例もございますので、同様に確認を行い申請されたものです。

10 番農業委員	判りました。
議 長	他にご意見、質問はございませんか (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番から 8 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号 1 番から 8 番については許可が決定いたしました。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 8 件について、8 件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第 3 号 —————
議 長	議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号 1 番について 10 番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員	議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についてのうち整理番号 1 番について、去る 6 月 24 日に申請人の代理人 H 行政書士の立ち合いのもと、4 番農業委員、8 番推進員、10 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、私 10 番が報告します。 申請人は、伊佐市大口原田にお住いの YM さんで、年齢は 67 歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字小ヶ倉 1190 番 498、地目は田で地積は 267 m²であります。 所在地は、曾木の滝公園から東へ約 4 km に位置しており周囲はほとんど山林に囲まれています。放牧場として転用の許可を受けましたが、豚舎を建ててしまったということで始末書が添付されています。 添付書類として、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されておりますが、現状のまま利用するため周囲に影響を及ぼす恐れはありません。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見においてやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番については処分決定いたしました。議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数 1 件について、1 件の許可が処分決定いたしました。
		————— 議案第 4 号 —————
議	長	議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員	番	議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番について、去る 6 月 24 日、申請人の代理人である T 行政書士の立会いのもと、1 番推進委員、2 番推進委員、1 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 1 番が報告いたします。 申請人は、伊佐市大口原田にお住いの KM さんで年齢は 87 歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字満田原 161 番 17 で、地目は畑、地積は 12 m²です。農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は通路であります。 所在地は、伊佐農林高等学校から東へ約 500m に位置しており、南側は畑、東側は転用地、北側は畑、西側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。申請理由は、今回農地法第 5 条許可申請において申請する農地に住宅を建築するため通路を申請するものです。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番、3番については関連がありますので一括での報告をお願いします。10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月24日、申請人の代理人であるH行政書士の立会いのもと、4番農業委員、8推進委員、10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私10番が報告いたします。 申請人は、伊佐市大口原田にお住いのYMさんで年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字小ケ倉1190番498で、地目は田、地積は267㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は豚舎であります。 所在地は、曾木の滝公園から東へ約4kmに位置しており、山林に囲まれており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。 次に、整理番号3番を報告します。去る6月24日、申請人の代理人であるH行政書士の立会いのもと、4番農業委員、8推進委員、10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私10番が報告いたします。 申請人は、伊佐市大口原田にお住いのYMさんで年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字小ケ倉1190番206ほか4筆で、地目は田が1筆と畑が4筆、地積は5筆合計で6,918㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は畜舎、堆肥舎、倉庫であります。 所在地は、曾木の滝公園から約4kmから4.5kmに位置しており、山林に囲まれており周囲に与える影響はないかと思われます。

		添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号2番、3番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数3件について3件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番、3番について関連がありますので一括で報告をお願いいたします。7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番及び3番について、去る6月24日、申請人の代理人である S 行政書士の立会いのもと、11 番推進委員、13 番推進委員、7 番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私7 番が報告いたします。 なお、2 番と3 番は譲渡人及び事業計画は別になっておりますが、一連の農地であり申請人が同一のため一括して報告いたします。 譲受人は、鹿児島市岡之原町に所在する 株式会社Kで一般法人です。 1 番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの K S さんで年齢は 65 歳です。 2 番、3 番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの S K さんで年齢は 43 歳です。

		本申請は、いずれも所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。 1番の申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田 1862 番 1 ほか 1 筆で、地目は全て畑、地積は 2 筆合計で 1,882 m²です。 事業計画によると出力 670W、パネル 152 枚、発電量容量 101.8kw の太陽光発電施設を設置する計画です。 2番の申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田 1871 番ほか 1 筆、地目は全て畑、地積は 2 筆合計で 1,844 m²です。 事業計画によると出力 670W、パネル 152 枚、発電量容量 101.8kw の太陽光発電施設を設置する計画です。 3番の申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田 1877 番、地目は畑、地積は 1,234 m²です。隣接する山林と一体して計画しております。 事業計画によると出力 670W、パネル 152 枚、発電量容量 101.8kw の太陽光発電施設を設置する計画です。 所在地は、徳辺中央公民館から北東へ約 1 km に位置しており、数年前に設置された太陽光発電施設が中央にあり、今回の設備はその周辺に設置されるものであります。周囲は山林と転用地に囲まれており周囲に与える影響はないかと思われます。今回の申請は、固定価格買取制度 FIT によらない NON-FIT であり、発電された電気は工場等の大口事業者に買い取られる仕組みになっております。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番、2 番、3 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番、2 番、3 番は、処分決定いたしました。

		整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る6月24日、申請人の代理人である M行政書士の立会いのもと、5番推進委員、7番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口大田にお住いの SSさんで年齢は34歳です。 譲渡人は、伊佐市大口大田にお住いの UKさんで年齢は74歳です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地で第1種中高層住居専用地域となっており、転用目的は一般住宅であります。 申請地は、伊佐市大口里字樋ノ口 331番1で、地目は田、地積は318㎡です。 所在地は、大保川添クリニックから西へ約100mに位置しており、南側は田、東側は田、北側は宅地、西側は田となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。整理番号5番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る6月24日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私1番が報告いたします。

		譲受人は、伊佐市大口上町にお住いの TKさんで年齢は30歳です。 譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いの KMさんで年齢は87歳です。 本申請は、所有権移転売買による転用で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。 申請地は、伊佐市大口原田字満田原 161 番 18 で、地目は畑、地積は 19 m²です。この申請は、隣接する字満田原 160 番 15、地目は山林と字満田原 161 番 1、地目は宅地との一体事業地であります。 所在地は、伊佐農林高等学校から東へ約 500mに位置しており、東側は転用地、西側は宅地、南側は畑、北側は山林となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。 ————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番、2番については関連がありますので一括での報告をお願いいたします。4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る6月24日に、申請人の代理人である H行政書士の立ち合いのもと、

10 農業委員、8 番推進委員、私 4 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 4 番が報告します。

申請人は、伊佐市大口原田にお住いの YM さんです。

申請地は、伊佐市大口宮人字小ヶ倉 1190 番 499 で、地目は田、地積は 1,179 m²です。

申請地の所在地は、曾木の滝公園から東へ約 4 km に位置しており周囲の状況は、南側は山林、東側は原野、北側は畜舎、西側は原野であります。

非農地になった時期及び理由としては、20 年以上前、年月日不詳ではありますが、周囲の農地の山林化が進み生産性低下の結果、耕作を断念し、農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

続きまして、整理番号 2 番について、去る 6 月 24 日に、申請人の代理人である H 行政書士の立会いのもと、10 番農業委員、8 番推進委員、私 4 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、4 番が報告します。

申請人は、伊佐市大口原田にお住いの YM さんです。

申請地は、伊佐市大口宮人字小ヶ倉 1190 番 361 ほか 3 筆で、地目は全て畑、地積は 4 筆合計で 3,493 m²です。

申請地の所在地は、曾木の滝公園から東へ約 4 km に位置しており周囲の状況は、四方を山林に囲まれております。

非農地になった時期及び理由としては、20 年以上前から周囲の農地の山林化が進み生産性低下の結果、耕作を断念し、農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番、2 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

	(全員挙手)
	賛成多数。よって整理番号1番、2番は、非農地証明が決定いたしました。議案第6号「非農地証明願」については、2件の申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。6月の月例報告をいたします。5日(水)6月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され、事務局が出席しております。24日(月)現地調査を一斉に行いました。本日28日(金)第3回農業委員会総会です。7月の行事予定ですが、5日(金)7月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日(水)が現地調査予定、29日(月)が第4回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。
事 務 局	事務局からでございます。お手元に配布しました令和6年度鹿児島県農業委員会大会の開催要領でございます。3年毎に開催されます大会でございます。8月29日に開催されます。県下の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんが一堂に会する大会でございます。委員の皆様も出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。
議 長	他に何かございませんか。
1 番 農 業 委 員	利用権設定について基盤法とバンク法が統一されますが、中間管理機構に申請する場合の一連の流れを、まだ先の話ですが教えていただければと思うんですが。
事 務 局	只今の件につきましては、来月、可能であれば農政課の担当者も総会に呼んで説明をさせるか、都合が合わないようでしたら資料等を準備してこちらで説明を行いたいと思います。
議 長	他にございませんか。
	(「なし」という声、あり。)
事 務 局 長	以上で、令和6年度第3回農業委員会総会を終了します。姿勢を正し

てください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前 10 時 7 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 11 番